

令和2年7月6日
(生涯学習課扱い)

保護者各位

志布志市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う社会教育施設・社会体育施設
の利用制限について

本市において新型コロナウイルス感染者が確認されたことに伴い、社会教育施設・社会体育施設の利用について下記のとおりとなりますので御確認ください。

記

1 各施設の対応

- (1) 市立図書館（有明、松山、志布志、香月、安楽分館を含む）
令和2年7月5日(日)から7月19日(日)まで休館
- (2) その他の社会教育施設（文化会館、やっちくふれあいセンター、条例公民館等）
令和2年7月5日(日)から7月19日(日)まで休館
- (3) 社会体育施設
令和2年7月5日(日)から7月19日(日)まで休館
- (4) 学校体育施設
令和2年7月5日(日)から7月19日(日)まで学校施設開放事業による利用を認めない

2 その他

- (1) 上記の休館期間中に、大隅地域(鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町)、都城市、三股町、串間市において新型コロナウイルス感染症の感染例が発生した場合は、発生した日の翌日を起算日とし、屋内施設について14日間休館といたします。新たな感染例が発生せず、14日間が経過した場合は、開館いたします。
なお、休館期間中に新たな感染例が発生した場合は、再度その翌日を起算日として休館期間を14日間延長します。
- (2) 最新の情報については、本市のHPをご覧ください。